

| 岡山県公報                                                                                                                                                                                                                                                             |           | 発行 岡山県                                                                                |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 目次                                                                                                                                                                                                                                                                |           |  |  |
| <p>○ 建築士法第十五条第三号の規定により同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者の一部改正</p> <p>【告示】</p> <p>○ 保安林の指定予定</p> <p>(県例規集登載)</p> <p>【公告】</p> <p>○ 国土調査の成果の認証</p> <p>○ 一般競争入札の実施</p> <p>【人事委員会】</p> <p>○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則</p> <p>(県例規集登載)</p> | 建築指導課     | 目次                                                                                    |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                   | 治山課       | 担当課(室)                                                                                |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                   | 中山間・地域振興課 |                                                                                       |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                   | 警察本部会計課   |                                                                                       |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                   | 人事委員会     | 担当課(室)                                                                                |  |

◎岡山県告示第三百十六号

平成二十年岡山県告示第四百六十三号（建築士法第十五条第三号の規定により同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

四中「建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八」を「建築士法第二条第五項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

◎岡山県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

美作市宮本字ヤナゲ途一〇四九の一、一〇四九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔二五一〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十七年六月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 調査を行<br>た者の名称 | 調査を行<br>った期間              | 成果の名称               | 調査を行<br>た地<br>域 | 認<br>証<br>年<br>月<br>日 |
|---------------|---------------------------|---------------------|-----------------|-----------------------|
| 岡山市           | 平成二十五年五月<br>～<br>平成二十七年一月 | 岡山市<br>地籍図及び<br>地籍簿 | 東区浅川の<br>一部     | 平成二十七年五月二十<br>九日      |
| 岡山市           | 平成二十五年六月<br>～<br>平成二十七年二月 | 岡山市<br>地籍図及び<br>地籍簿 | 北区御津新<br>庄の一部   | 平成二十七年五月二十<br>九日      |
| 真庭市           | 平成二十五年六月<br>～<br>平成二十七年一月 | 真庭市<br>地籍図及び<br>地籍簿 | 小童谷の一<br>部      | 平成二十七年五月二十<br>九日      |
| 真庭市           | 平成二十五年四月<br>～<br>平成二十七年一月 | 真庭市<br>地籍図及び<br>地籍簿 | 江川の一部           | 平成二十七年五月二十<br>九日      |
| 新見市           | 平成二十五年五月<br>～<br>平成二十六年七月 | 新見市<br>地籍図及び<br>地籍簿 | 唐松の一部           | 平成二十七年五月二十<br>九日      |

〔二五二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年六月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 1 調達内容

### (1) 借入件名及び数量

1 1 0 番通報支援カメラ機器 100台

### (2) 借入物件の特質等

入札説明書及び1 1 0 番通報支援カメラ借入仕様書による。

### (3) 借入期間

平成28年2月1日から平成34年1月31日まで

### (4) 借入場所

入札説明書による。

### (5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を6年間借り受けるものとして算定したリース料総額の72分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について、入札説明書に示すところにより、岡山県警察本部地域部通信指令課長の確認を受けた者であること。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年6月23日から同年8月28日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

#### イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ80グラムであるので、注意すること。

#### (3) 入札書の受領期限

平成27年9月2日 午後4時

#### (4) 開札の日時及び場所

平成27年9月3日 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

#### 5 納入機器に関する事前審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示すところにより、納入する機器について岡山県警察本部地域部通信指令課長の確認を受けること。

#### 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成27年8月28日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他  
詳細は，入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased:  
Police Emergency Report Assistance Camera 100 set

(2) Lease period:  
From 1 February, 2016 through 31 January, 2022

(3) Delivery place:  
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender:  
4:00 P.M. 2 September, 2015

(5) Contact point for the notice :  
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters  
2－4－6 Uchisange, Kita－ku, Okayama－shi, Okayama－ken, 700－8512,  
Japan

Telephone : 086－234－0110, Ext. 2216

◎岡山県人事委員会規則第二十一号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月二十三日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表井原市の部市長部局の項中「危機管理監 地域医療監」を「監」に改め、同表総社市の部市長部局の項中「企画調整係長」を「政策調整課主査」に、

|        |       |
|--------|-------|
| 保健センター | 館長    |
| 保育所（園） | 所（園）長 |

を

|        |    |
|--------|----|
| 保健センター | 館長 |
|--------|----|

に改め、同部教育

|     |    |
|-----|----|
| 幼稚園 | 園長 |
|-----|----|

を

|        |    |
|--------|----|
| 認定こども園 | 園長 |
| 保育所    | 所長 |
| 幼稚園    | 園長 |

に改め、同表高梁

市の部市長部局の項中「財政係主任 職員係主任」を「主査（秘書係、職員係及び財政係に属する者に限る。） 主任（職員係に属する者に限る。）」に、「局長 課長」を「局長 局長補佐」に、「庶務係長」を「事務局次長 地域連携室長 総務係長」に、

|            |    |
|------------|----|
| 鶴 寿 荘      | 所長 |
| グリーンハイツ成羽川 | 所長 |
| 保 育 園      | 園長 |
| 児 童 館      | 館長 |
| 働く婦人の家     | 館長 |
| 労働会館       | 館長 |

を

|            |        |
|------------|--------|
| 鶴 寿 荘      | 所長 副所長 |
| 訪問看護ステーション | 所長     |
| グリーンハイツ成羽川 | 所長     |
| 保 育 園      | 園長     |
| 認定こども園     | 園長     |

に改め、同部教育

|     |    |
|-----|----|
| 公民館 | 館長 |
|-----|----|

委員会の項中「教職員係長 総務係主任」を「教職員係長」に、

|        |  |         |  |
|--------|--|---------|--|
| 支 局    |  | 振 興 局   |  |
| 支局長 課長 |  | 振興局長 課長 |  |
| を      |  | を       |  |

市の部市長部局の項中「参与」を「政策監 参与」に、「総務人事班」を「秘書広報班」に、「こ 主幹」を「こ 主幹 主査（総務人事班に属する者に限る。）」に改め、同表真庭市の部市長部局の項中「上級主事（総務課に属する者で人事又は給与の事務を行うもの）」の下に「、総合政策課に属する者で行政改革の事務を行うもの」を加え、

|               |  |               |  |
|---------------|--|---------------|--|
| 保 育 所         |  | 保 育 所         |  |
| 所長 次長 主幹 所長心得 |  | 所長 次長 主幹 所長心得 |  |
| に改め、同表赤磐      |  | を             |  |

委員事務局の項中「事務局長」を「事務局長 次長」に改め、同表新見市の部市長部局の項中

|          |  |       |  |
|----------|--|-------|--|
| 図 書 館    |  | 図 書 館 |  |
| 館長       |  | 館長    |  |
| に改め、同部監査 |  | を     |  |

|                 |  |           |  |       |  |
|-----------------|--|-----------|--|-------|--|
| 勤 労 青 少 年 ホ ー ム |  | 市 民 体 育 館 |  | 図 書 館 |  |
| 館長              |  | 館長        |  | 館長    |  |
|                 |  |           |  |       |  |

振興局  
振興局長 課長  
に、

保育園  
園長  
を

|      |     |
|------|-----|
| こども園 | 保育園 |
| 園長   | 園長  |

に改め、同表美作

市の部市長部局の項中「政策審議監」を「総合戦略監 政策審議監」に、「管理監 検査監」を「危機管理監」に、「行財政改革推進係長 主査」を「主査」に、「財政係及び行財政改革推進係」を「及び財政係」に改め、同表和気町の部町長部局の項中「総務係長 人事係長 財政係長」を「総務人事係長 企画財政係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。